

大阪府市港湾委員会及び大阪府市港湾委員会事務局の共同設置に関する 協議について

大阪府市港湾委員会及び大阪府市港湾委員会事務局を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府市港湾委員会及び大阪府市港湾委員会事務局共同設置規約案

(委員会の設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、大阪港、堺泉北港及び阪南港における港湾管理業務の一元化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条第1項に規定する委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 前条の委員会は、大阪府市港湾委員会（以下「港湾委員会」という。）という。

(港湾委員会の執務場所)

第3条 港湾委員会の執務場所は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号とする。

(港湾委員会の権限)

第4条 港湾委員会は、法第34条において準用する法第12条第1項各号に掲げる業務（大阪市港営事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第58号）第2条に規定する大阪港埋立事業に属する業務を除く。）を行う。

(港湾委員会の組織)

第5条 港湾委員会は、委員6人で組織する。

(委員の選任方法)

第6条 港湾委員会の委員（以下「委員」という。）は、港湾に関し十分な知識と経験を有する者又は経済若しくは経営に関し優れた識見を有する者のうちから、大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）が協議により定めた共通の候補者について、大阪府議会及び大阪市会の同意を得て、市長が

選任する。

- 2 前項の規定による大阪府議会又は大阪市会の同意が得られないときは、知事及び市長は、再び協議により、同意を得られなかった候補者に代わる共通の候補者を定め、同項の規定の例により委員を選任する。
- 3 市長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するとともに、前2項の規定の例により委員を選任する。

(委員の欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 府市の港湾工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（選任の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（選任の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）

- 2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員の兼職禁止)

第9条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と兼ねることができない。

(委員の服務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また同様とする。

- 2 委員又は委員であった者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、港湾委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。
- 4 委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが府市の港湾に係る行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、大阪港、堺泉北港及び阪南港の秩序ある整備及び適正な管理運営を図るよう努めなければならない。

(委員の罷免)

第11条 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、大阪府議会及び大阪市会の同意を得て、これを罷免することができる。

- 2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(委員の辞職)

第12条 委員は、知事、市長及び港湾委員会の同意を得て、辞職することができる。

(委員長)

第13条 港湾委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。ただし、常勤である大阪府職員又は大阪市職員が委員に選任された場合においては、当該委員を委員長とすることができない。

- 2 委員長は、港湾委員会の会議（以下「会議」という。）を主宰し、港湾委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ港湾委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第14条 会議は、委員長が招集する。

- 2 港湾委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開催し、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しない

とき又は同一の事件につき再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。

- 3 会議の議事は、第6項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前2項の規定による会議若しくは議事又は第6項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。
- 5 委員は、港湾委員会の決定するところにより、自己に特別の利害関係を有する事項に関しては、議決に加わることができない。
- 6 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 7 前項ただし書の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(委員会の事務局の設置)

第15条 府市は、港湾委員会の権限に属する事務を処理させるため、地方自治法第252条の7第1項の規定により、共同して、港湾委員会の事務局を設置する。

(委員会の事務局の名称及び事務職員)

第16条 前条の港湾委員会の事務局は、大阪府市港湾委員会事務局（以下「委員会事務局」という。）という。

- 2 委員会事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受け、その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(委員会事務局の執務場所)

第17条 委員会事務局の執務場所は、第3条に規定する執務場所と同一の場所とする。

(職員の選任方法)

第18条 委員会事務局の職員は、知事及び市長の協議により定めた府市の職員について

て、市長がこれを選任する。

- 2 市長は、委員会事務局の職員に欠員が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するとともに、前項の規定により後任者を選任する。
- 3 委員会事務局の職員の定数は、知事及び市長の協議により決定する。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により委員会事務局の職員を選任したときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(負担金)

第19条 港湾委員会及び委員会事務局に関する経費（次条に規定する経費を除く。）

は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める。

- 2 大阪府は、前項の規定による負担金を大阪市に交付しなければならない。
- 3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(特定の事務に要する経費)

第20条 大阪府が専ら堺泉北港若しくは阪南港のために、又は大阪市が専ら大阪港のために、特定の事務を管理させ、又は執行させる場合においては、府市は、これに要する経費を、大阪府の予算又は大阪市の予算に計上して支出しなければならない。

(予 算)

第21条 第19条第1項に規定する経費に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(決算報告)

第22条 市長は、第19条第1項に規定する経費に関する決算を大阪市会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第23条 港湾委員会及び委員会事務局の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、府市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員及び職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第24条 大阪市は、委員又は委員会事務局の職員の報酬又は給与及び費用弁償又は旅費の額並びにその支給方法その他委員又は委員会事務局の職員の身分取扱いに関する

る条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ大阪府と協議しなければならない。

(職員の懲戒処分)

第25条 市長は、委員会事務局の職員の懲戒処分をするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。

(補 則)

第26条 この規約に定めるもののほか、港湾委員会及び委員会事務局の所掌事務に関する必要な事項は、知事及び市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、大阪府市港湾委員会条例（平成 年大阪府条例第 号）の施行の日又は大阪府市港湾委員会設置条例（平成 年大阪市条例第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(最初の委員の選任)

2 この規約の施行後最初に選任される委員の任期は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、6人のうち、3人は2年、3人は3年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、知事及び市長が協議の上、市長が定める。

平成26年9月9日

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪港、堺泉北港及び阪南港における港湾管理業務の一元化を図るための委員会及びその事務局を大阪府と共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第252条の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。